

クリーンセンター滋賀設置に伴う環境保全協定書

甲賀市（以下「甲」という。）と財団法人滋賀県環境事業公社（以下「乙」という。）は、乙が甲賀市甲賀町神に設置する廃棄物最終処分場クリーンセンター滋賀（以下「処分場」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の地域内における乙の事業活動に伴う環境汚染の発生を事前に防止し、住民の健康と生活環境の保全を図るとともに、乙は今日の地球環境の状況に配慮し、その事業活動における環境負荷の軽減に努めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙の両者は信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（防止対策）

第3条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法律」という。）及び関係法令等を順守するとともに（仮称）淡海クリーンセンター甲賀設置事業環境影響評価書（平成15年8月財団法人滋賀県環境事業公社）（以下「評価書」という。）に示された環境保全対策について、工事中および供用時を通じ、その内容を厳守し、別に定める覚書（以下「覚書」という。）による水質汚濁、悪臭の防止等を図るため防止施設を適正かつ十分に設置するなど、環境汚染防止管理体制を確立し、細心の注意をもって操業するものとする。

2 乙は、前項の環境汚染防止施設のうち重要な部分の変更をしようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

（測定および報告）

第4条 乙は、評価書の事後調査の実施計画に準じ、覚書の定めるところにより定期的に測定し、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の結果について開示請求等に対し、法律及び関係法令並びに財団法人滋賀県環境事業公社情報公開規程に基づき公開するものとする。

（苦情発生時の措置）

第5条 乙は、乙の事業を行うにあたり、苦情が発生しないよう細心の注意を払うとともに、万一関係住民等より苦情が発生したときは、迅速にかつ誠意をもって解決しなければならない。

（事故時の処置）

第6条 乙は、その設置する環境汚染防止施設について、故障、破損等の事故が発生した場合、乙の責任において速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、周辺地域に環境汚染をもたらす事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（操業停止）

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、廃棄物の搬入又は埋立の一時停止、その他必要な措置を乙に指示するものとし、乙は甲の指示に従うものとする。

(1) 前条の措置にかかわらず、環境汚染の発生のおそれがあると甲が判断したとき。

(2) 乙が、この協定に違反し、甲がその違反の是正を乙に指示したにもかかわらず

直ちに応じなかったとき。

(補償)

第8条 乙は、自己の事業活動による環境汚染に起因して、他に損害を与えたときは、速やかに誠意をもって、これを補償するものとする。

(公開の原則)

第9条 乙は、事業活動に関する文書、各種調査結果、帳票類、その他の情報について開示請求等に対し、第4条第2項の規定に準じ公開するものとする。

2 乙は、市民から求めがあった場合は、事業や安全性に支障のない範囲で施設の公開を行うなど、事業に対する市民の理解の促進に努めなければならない。

(立入検査)

第10条 甲は、乙に対して環境汚染防止に必要な資料の提出を求めることができるほか、この協定の履行に必要な限度内において、事業場内の立入調査をすることができるものとする。

2 前項の立入調査をする甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し乙の請求があったときは、これを提示するものとする。

3 第1項の提出資料又は立入検査の結果については、甲乙双方で確認するものとし、乙はこの情報について前条第1項の規定に準じ公開するものとする。

(受入範囲)

第11条 乙で受け入れる廃棄物は滋賀県内の事業所で発生したものに限る。

(環境の美化)

第12条 乙は、処分場、進入路ならびにその周辺の環境美化に努めるとともに、甲が行う環境整備事業にすすんで協力するものとする。

(環境保全施策)

第13条 乙は、この協定に定める事項のほか環境への負荷の低減及び環境の保全に努めるとともに、甲が実施する環境保全の施策に協力するものとする。

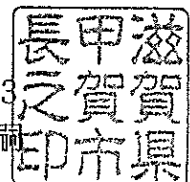
(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

以上、協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえそれぞれ各1通を保有する。

平成27年9月13日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口6053
甲賀市長 中嶋武嗣



乙 滋賀県大津市松本1丁目2番1号
財団法人 滋賀県環境事業公
理事長 國松善次



覚 書

甲賀市（以下「甲」という。）と財団法人 滋賀県環境事業公社（以下「乙」という。）とは甲乙間において、平成17年9月13日に締結したクリーンセンター滋賀設置に伴う環境保全協定書第3条に基づき、次の事項について覚書を交換する。

第1 水質汚濁の防止について

1. 浸出水について、その排出は処理後公共下水道に投入するものとする。
2. 雨水について、工事中は濁水処理装置および仮設沈砂池ならびに供用中は防災調整池を適切に維持管理し排水するものとする。

第2 悪臭の防止について

1. 乙は、敷地境界線において悪臭の認められないようにするものとし、そ族昆虫、鳥獣対策についても万全を期するものとする。

第3 災害の防止について

1. 廃棄物の埋立の高さは、（仮称）淡海クリーンセンター甲賀設置事業環境影響評価書（平成15年8月財団法人滋賀県環境事業公社）によるものとし、防災調整池により多降雨時の洪水調節を行うなど、災害の発生防止に対して万全を期するものとする。

第4 報告について

1. 乙は、毎月10日までに前月分の事業内容（廃棄物の種類、品目、数量等）について、甲が指定する様式により報告するものとする。
2. 乙は、処分場の下流河川水質について、工事中はpH、SS、流量について月1回以上、供用中および終了後廃止までの管理期間はpH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、T-N、T-P、流量について月1回以上、計量証明機関において検査をし、その結果を速やかに甲に報告するものとする。
3. 乙は、悪臭及び温室効果ガスの発生状況について、供用中および終了後廃止までの管理期間、敷地境界1地点について特定悪臭物質及び臭気指数を、発生ガス抜き管1箇所発生ガス量及びガス濃度をそれぞれ年1回調査し、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

以上、覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年9月13日

甲 滋賀県甲賀市水口町水口605
甲賀市長 中嶋 武



乙 滋賀県大津市松本1丁目2番1
財団法人 滋賀県環境事業
理事長 國松 善

